

福山市中央斎場再整備 PPP/PFI 導入可能性調査業務に関する
プロポーザル実施要領

2026年（令和8年）6月4日

福山市市民局市民部市民生活課

目 次

1	業務の目的.....	1
2	業務概要	1
3	委託費.....	1
4	選定方式及び契約方法	1
5	参加資格	1
6	参加申込みの手續等	2
7	参加申込書類の提出	3
8	プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）	4
9	企画提案書の作成等	4
10	企画提案書の評価及び評価基準.....	5
11	1 1 契約の締結.....	6
12	1 2 失格条件	7
13	1 3 その他の留意事項.....	7

1 業務の目的

「福山市中央斎場再整備基本計画」では、市内6斎場の現状や課題等を踏まえ、福山市中央斎場（以下「中央斎場」という。）を同敷地内の別位置へ建て替える方針としている。

本業務は、中央斎場再整備事業の実施に当たり、より効果的・効率的な整備及び事業運営のために、民間事業者の参入意欲や条件、公共投資の削減効果、実施可能な事業スキーム等について整理し、当該整備事業に対する PFI 等の民間活力を活用した事業手法の可能性・実現性について検討するため実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市中央斎場再整備 PPP/PFI 導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別紙「福山市中央斎場再整備 PPP/PFI 導入可能性調査業務委託仕様書（案）（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

3 委託費

委託費の上限は、12,430,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 2018年度（平成30年度）以後に、PPP/PFI手法による公共施設整備事業に係る事業手法検討業務（PPP/PFI導入可能性調査）及び事業者選定支援業務（アドバイザー業務）を各1件ずつ完了した実績を有すること。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当部局

福山市市民局市民部市民生活課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎1階）

電話：084-928-1069（直通）

FAX：084-928-2846

E-mail：shimin-seikatsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2026年(令和8年)6月4日(木)
実施要領等の配付期間	2026年(令和8年)6月4日(木) から 同年6月22日(月)まで
質問書受付期間	2026年(令和8年)6月4日(木) から 同年6月17日(水)午後5時まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2026年(令和8年)6月19日(金) 本市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2026年(令和8年)6月4日(木) から 同年6月22日(月)午後5時まで
企画提案書の提出者の選定 通知	2026年(令和8年)6月24日(水)
企画提案書の受付期間	2026年(令和8年)6月24日(水)から 同年7月7日(火)午後5時まで
プレゼンテーション（ヒア リング）の実施	2026年(令和8年)7月10日(金)（予定）
企画提案書の選定通知	2026年(令和8年)7月14日(火)（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）6月4日（木）から同年6月22日（月）まで

イ 配布場所

(1)に同じ。本市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の受付及び回答の公表

質問は、次の手続により行うことができる。

ア 質問書受付期間

2026年（令和8年）6月4日（木）から同年6月17日（水）午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を電子メールに添付し、(1)の担当部局宛てに提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※メールの件名は「福山市中央斎場再整備 PPP/PFI 導入可能性調査業務に関する質問」とすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページ上で公開する。

7 参加申込書類の提出

(1) 受付期間

2026年（令和8年）6月4日（木）から同年6月22日（月）午後5時まで（郵送の場合は6月22日（月）午後5時必着）

(2) 提出場所

6(1)の担当部局に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）。なお、郵送による提出の場合は、「簡易書留」や「特定記録」とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからシまでの書類を作成し、各1部を提出すること。

※オ及びキからケまでの書類は、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。

ア 受付票（様式2）

イ 参加申込書（様式3）

ウ 実績報告書（様式4）

2018年度（平成30年度）以後の本業務と同種又は類似業務の実績について、概要が分かる資料（契約書、業務報告書又はそれに類する物）を添付してください（写しでも可）。

なお、同種業務とは「斎場整備の民間活力導入可能性調査業務」とし、類似業務とは「斎場以外の公共施設整備の民間活力導入可能性調査業務」又は「斎場を含む公共施設整備の民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務」とする。

エ 業務の実施体制（様式5）

オ 登記事項証明書又は履歴事項証明書（写しでも可）

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

キ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは申立書（様式6）を提出すること。）

ク 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

ケ 印鑑証明書（原本）

コ 使用印鑑届（様式7）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

サ 委任状（様式8）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

シ 誓約書（様式9）

※ 本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2026年（令和8年）6月24日（水）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。
- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

9 企画提案書の作成等

企画書は、表紙・目次を除いてA4判10枚以内、両面印刷可とし、文字の大きさは、11ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

(1) 受付期間

2026年（令和8年）6月24日（水）から同年7月7日（火）午後5時まで（書留郵便等の場合は7月7日（火）午後5時必着）

(2) 提出場所

6(1)の担当部局に同じ

(3) 提出方法

持参又は書留郵便等（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日）を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで。なお、郵送による提出の場合は、「簡易書留」や「特定記録」とする。

※書留郵便等の場合は届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式10） 1部

イ 企画書 10部（併せて、電子データ（PDF）も提出すること）

・仕様書及び評価基準・評価項目の内容を踏まえ、仕様書の業務内容ごとに企画提案内容を記載すること。

ウ 見積書 1部（併せて、電子データ（PDF）も提出すること）

・内訳も含めて記載すること。

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書等をもとに福山市中央斎場再整備PPP/PFI導入可能性調査業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）でプレゼンテーションによる審査を行う。

審査に当たっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価・採点し、審議の上、受注候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 日時 2026年（令和8年）7月10日（金）（予定）

※開始時間、場所等の詳細については、後日通知する。

イ 企画提案の所要時間

(ア) プレゼンテーション 20分程度

(イ) 評価委員からの質疑 15分程度

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

- (イ) 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。
 - (ウ) プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に限定する。追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。
 - (エ) プレゼンテーションへの事業者の出席人数は、企画提案書の内容を熟知している者で3人以内とする。
 - (オ) 説明資料は、原則、事前に提出した企画提案書等を使用することとし、企画提案書を抜粋した資料による説明は認めるが、企画提案書の内容を逸脱した説明は評価対象としない。
- (2) 評価基準・評価項目
「別紙 評価基準・評価項目」のとおり
- (3) 受注候補者の特定
評価委員会における評価点の合計が最も高い者を本業務の受注候補者として特定する。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の高い者を次点とする。
- (4) 評価結果・選定結果の通知
2026年（令和8年）7月14日（火）（予定）までに、企画提案者全員に評価結果を郵送により通知する。
なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。
- (5) 選定結果の公表
選定結果については本市ホームページに公表する。
- (6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はない場合の取扱い
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。
 - ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。
- (7) 評価点が同点になった場合の取扱い
評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定する。見積金額が同額の場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより受注候補者を決定する。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないが、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当部局に持参、電子メール又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業

務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。

- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (18) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (19) 受注候補者が、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。